

令和 8 年 6 月 能代市議会定例会議案目録（議会議案）

議会議案番号	題 目	備 考
2	非核三原則の堅持を求める意見書提出について	
	議員の派遣について	

議会議案第 2 号

非核三原則の堅持を求める意見書提出について

非核三原則の堅持を求める意見書を別紙のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣に提出するものとする。

令和 8 年 6 月 2 9 日提出

提出者	能代市議会議員	武 田 正 廣
〃	〃	後 藤 翔 子
〃	〃	大 高 翔
〃	〃	渡 邊 正 人
〃	〃	今 野 孝 嶺
〃	〃	小 野 立

非核三原則の堅持を求める意見書

日本は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を世界に訴え続けてきた。

その基本理念として、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、国是として長年にわたり堅持され、国内外から高く評価されている。

しかし近年、国際情勢の緊張の高まりを背景に、核共有や抑止力強化に関する議論が行われるなど、非核三原則の形骸化につながりかねない動きが懸念されている。

被爆者の高齢化が進む中、核兵器の悲惨さを風化させず、再び広島・長崎の惨禍を繰り返さないためにも、日本政府が非核三原則を堅持し、核兵器廃絶に向けた国際的役割を果たすことが強く求められている。

よって、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向け積極的に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月29日

能代市議会議長

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
外務大臣		
防衛大臣		

令和 8 年 6 月 2 9 日

議員の派遣について

地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 項及び能代市議会会議規則第 1 6 7 条の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

記

秋田県北部市議会連絡協議会正副議長・事務局長会議

- (1) 派遣目的 協議会運営についての協議
- (2) 派遣場所 秋田県大館市
- (3) 派遣期間 令和 8 年 7 月 1 7 日
- (4) 派遣議員 針金勝彦議員